

議会改革推進委員会 会議録

開催日	平成28年4月19日(火)
会議時間	午後 1時30分 ~ 午後 3時15分 午後 3時23分 ~ 午後 3時53分
開催場所	第1委員会室
出席委員等	[委員長] 清宮 誠 [副委員長] 小須田 稔 [委員] 敷根文裕, 平野裕子, 萩原陽子, 橋岡協美, 伊藤壽子 森野 正 [オブザーバー] 押尾豊幸
欠席委員等	なし
委員外委員	なし
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 清宮勝弘 [次長] 橋口庄二 [書記] 村上一郎, 宮崎由美子, 齊藤雅一
協議事項	(1) 請願・陳情の審査方法について (2) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) 陳情の本会議への上程の適否は、議会の議題としてふさわしいかの観点から、議会運営委員会が判断する。
- (2) 次回、議会の議題としない陳情の基準を協議する。
- (3) 次回日程 : 5月9日(火) 13:30

【陳情審査に関する意見】

(1) 陳情の提出期日に関する意見

- 市民が議会に陳情を提出する際は、陳情者自らが議員とコンタクトを取る必要があるが、事前に陳情の内容を確認する時間があれば、議員から陳情者にコンタクトを取り、請願として提出することも可能となる。
- 議員が事前に陳情内容を知ることが、陳情者へのアドバイスが可能となるだけでなく、訂正や取消しの圧力をかけることも想定される。
- 市民の陳情を尊重すべきであり、議員が事前に陳情者と話し合うよりも、公の場できっちりと質問したほうがいい。
- 議会運営委員会が、陳情内容によって本会議に上程するか判断する場合、委員会が事前に内容を確認できるだけの期間が必要。

(2) 議会の議題としない基準に関する意見

《基準を設けることに関する意見》

- 判断基準がないと、委員の個人的な判断基準で上程するかどうかを決めることになるので、最低限の基準は必要。
- これまでも、市民は常識を持って陳情書を提出してきており、細かい基準を羅列する必要はなく、議会運営委員会の判断を信頼するほうがいい。

- 議会に上程しない基準を設けることで、市民は陳情書を提出しやすくなる。
- 市民が議会の定める基準に沿って陳情書を作成するよりも、陳情審査の中で陳情者に趣旨説明をしてもらい、内容がおかしいのであれば、審査の中で指摘するほうが望ましい。
- 基準を制定するより先に、議員が賛否の理由を明確に示すよう努めるべきである。

《行政に対する要望を基準に含めることに関する意見》

- アンケートを実施した全ての市が、行政に対する要望を議会で審議することについて、議会で問題となったことはないと回答していることから、上程しない基準に含める必要はない。
- 行政に対する要望を除いてしまうと、議会が扱う陳情は少なくなってしまう。
- 行政への要望は、その目的がはっきりしているのであれば、議会の審議でなく、行政が回答することで願意が達成される。議会の役割は、行政からの回答を確認した後に、必要に応じて行動をおこすことである。
- 行政への要望を議会が把握できなかったことで、問題が生じたケースもあり、議会が情報を把握するうえでも、陳情は議会で審議すべき。
- 行政への要望を議会が採択しても、執行権は行政にあり、議会からの働きかけとはならない。議会は、陳情という形で出た市民からの意見を、議員自らの判断で結論を出すべき。

(3) その他の意見

- 陳情を全て採決で決めてしまっているのかとの考えがあり、本会議で採決する以外の方法があるか検討してもらいたい。

以上のおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 清宮 誠